



亀山市農援ボランティア制度実施要領(ボランティア用)



1 事業目的

亀山市農援ボランティア事業は高齢化等により労力不足に悩んでいる農業者のもとで、自然に触れ合いながら農業のサポートを行いたい市民等がボランティアとして農作業のお手伝いを行うというものです。この事業を通じて、担い手不足から生じる未利用農地の発生を防ぐことを目的としています。

2 事業年度

本事業における事業年度は4月から翌年3月までとする。

※ボランティアとして登録後、次年度も自動的に継続登録となりますので、登録情報が変更になる場合や登録を取り消したいときは申し出てください。

3 農作業ボランティアの作業時間

午前8時～午後5時頃の間

※ 詳細な時間については、受入農家とボランティア登録者間で決定をしていただきます。

例:午前、午後のみ等。

また、天候や作物の生育状況等によっても時間は変動することがあります。

4 作業場所

亀山市内にある農場等

5 募集人員

満 15 歳以上(高校生以上)でやる気があり健康な者、企業や団体も可。

※ 18歳未満の場合は、保護者の同意を得ること。

6 ボランティアに依頼する作業

○土づくり ○種まき ○植付け ○施肥 ○草取り ○収穫

○出荷作業 ○畜舎清掃 ○給餌 ○PR など労働以外の支援 ○その他

※ 作業内容の詳細は、受入農家とボランティア登録者間で決定をしていただきます。

7 ボランティアを受入れる際の注意事項

(1) 報酬

ボランティアには労働の対価として、いかなる場合も金銭の支給をしないこととしていますので、ご注意ください。

(2) 作業道具

農作業に必要となる農機具(鋏、籠、鎌等)については、原則受入農家で用意していただく予定です。

(3) 作業指導

農作業については、受入農家の指導に従っていただくことになります。作業は、農家の繁忙期が主になり、お客様としての扱いもされませんので、ご承知おきください。

また、作業場所によっては、傾斜地等もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 服装

作業実施前に受入農家と連絡を行い、当日の服装について事前に確認を行なってください。

(5) 保険

本事業に係るボランティアの農作業は、各自でボランティア保険への加入をお願いしています。ボランティア保険は亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」(場所:亀山市市民協働センター内・Tel0595-84-5008)で受付をしています。

また、市で加入する「市民総合賠償保険」の対象となる可能性もありますので、怪我をされた際は市へ報告をお願いします。

ただし、労働の対価として報酬を渡す場合や活動に参加するための往復途上での事故は市の保険の対象から外れますので、ご注意ください。

(6) 事故防止

作業中の事故防止のため、危険と思われる場所での作業及び危険と思われる作業は行わないようにしてください。

※ 例)農業車両の運転等

(7) 事故や怪我をした場合

万が一ボランティア中に事故や怪我をした場合は、至急病院等で治療を受けてください。また、市農林振興課へ速やかに連絡をしてください。

8 個人情報の取扱い

「農援ボランティア登録申込書」(第1号様式)等に記載された個人情報(住所、お名前、電話番号、生年月日等)については、当事業の目的以外には使用しないものとし、情報の漏えいに配慮します。

また、記載された個人情報の一部は、事業に必要な情報として、HP や受入農家、関係機関等(県普及課、農協等)の職員に提供する場合がありますので、ご了承ください。

9 問合せ・申込書提出先

亀山市農林振興課農林政策グループ

〒519-0195 亀山市本丸町 577 番地

☎(0595)84-5068 Fax (0595)82-9669

